

日本人と台湾人の結婚手続きについて

2011年4月28日作成

1. 台湾において婚姻手続を行う場合

(1)日本人の方は、日本の市役所等において戸籍謄本1通(3ヶ月以内のもの)を取得した後、交流協会台北事務所または高雄事務所にて「婚姻要件具備証明」を申請して下さい。なお、申請には同戸籍謄本その他、旅券が必要です〔詳細は、「[各種証明書の申請手続](#)」をご覧ください〕。要件を満たしていれば、「婚姻要件具備証明書」を発給致します。

(2)台湾の外交部領事事務局において同「婚姻要件具備証明書」に認証を受けて下さい(所要期間約2日間)。

(3)結婚当事者双方は、同「婚姻要件具備証明書」と婚姻届「結婚書約」を台湾の市役所に提出してください。また、市役所で届け出が受理された後に、台湾の婚姻届済みの戸籍謄本1通(配偶者が記載されたもの)及び結婚証明書を取得して下さい。

〔詳細は、内政部戸政処のホームページ <http://www.ris.gov.tw/>を参照。また、各市役所にご確認下さい〕。

(4)日本人の方は帰国後、所属の市役所等に婚姻届を提出して下さい。届け出を提出する際は婚姻証書(台湾の市役所が発行した結婚証明書、日本語の訳文を添付することが必要です)、印鑑、台湾人の方の戸籍謄本1通(配偶者が記載されたもの、日本語の訳文を添付することが必要です)及び旅券(台湾人の方のもの)の写しが必要です。

日本人與台湾人結婚手続説明

1. 在台湾辦理結婚手続

(1)日本人於日本当地戸籍機關申領戸籍謄本1份(3個月効期內)、抵台後親至交流協會台北或高雄事務所申請「婚姻要件具備証明書」。申請時須提出該戸籍謄本及護照〔詳細請參閱本協會網頁「[各種証明書申請手続](#)」〕。如符合申請要件、本協會即核發該証明書。

(2)領取由本協會核發之「婚姻要件具備証明書」後、前往外交部領事事務局辦理該証明書之驗證(約須2日)。

(3)結婚當事人雙方持經外交部驗證之「婚姻要件具備証明書」及戸政事務所網頁下載之「結婚書約」等前往戸政事務所辦理結婚登記、同時申領辦妥結婚登記之戸籍謄本及結婚證明書各1份。〔詳細請參閱內政部戸政處網頁 http://www.ris.gov.tw 或向各戸政事務所諮詢〕。

(4)日本人持戸政事務所發給之結婚証明書(須附日文翻譯本)、印章、台灣配偶之護照影本及辦妥結婚登記戸籍謄本1份(須附日文翻譯本)、回國後前往所屬戸籍事務所辦理結婚登記(結婚届)。

2. 日本において婚姻手続を行う場合

直接、婚姻届を提出する役所および台北駐日経済文化代表処にお問い合わせください。

2. 在日本辦理結婚手續

請直接向日本當地（區）市役所及台北駐日經濟文化代表處查詢

台北駐日經濟文化代表處 http://www.taiwanembassy.org/JP

■台北駐日經濟文化代表處

東京都港区白金台5-20-2
(渡航査証) (03)3280-7800~1
(商務査証) (03)3280-7802
(文書証明) (03)3280-7803

■台北駐大阪經濟文化弁事處

大阪市西区土佐堀1-4-8
日栄ビル4階
(06)6443-8481~7

■台北駐日經濟文化代表處横浜分處

横浜市中区日本大通り60番地
朝日生命ビル2階
(045)641-7736~8

■台北駐大阪經濟文化弁事處福岡分處

福岡市中央区桜坂3-12-42
(092)734-2810~2

■台北駐日經濟文化代表處札幌分處

札幌市中央区北4条西4丁目1番地
伊藤ビル5階
(011)222-2930

■中琉文化經濟協會

那覇市久茂地3-15-9
アルテビル那覇6階
(098)862-7008